

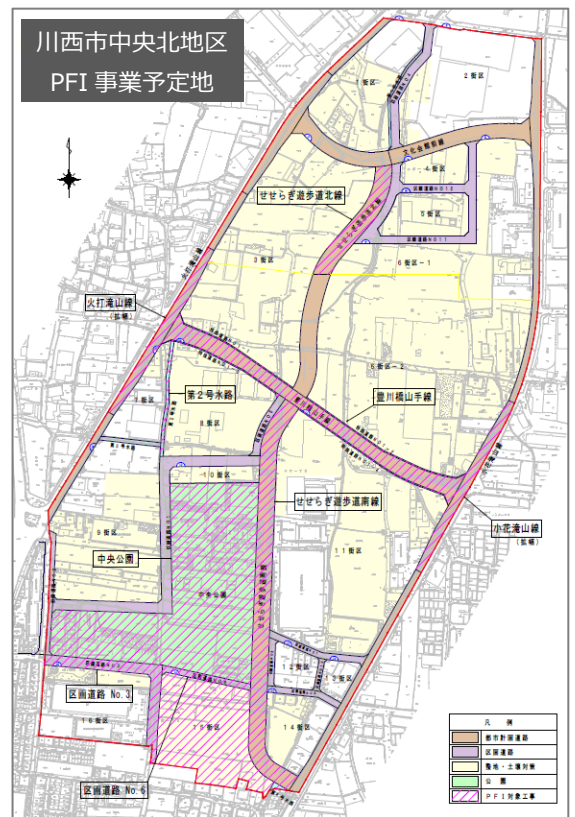
弊社の井上が大阪市街地再開発促進協議会 11 月例会において  
講演「インフラへの P F I 導入見通しについて」をいたしました。

大阪市街地再開発促進協議会は、1958 年に大阪府、大阪市、大阪商工  
会議所の発議により都市再開発事業の促進をめざす専門団体として創設  
された 50 年以上の歴史をもつ協議会です。

弊社の所長であります井上 浩一は、平成 25 年 11 月 21 日の大阪産業  
創造館における同協議会の 11 月例会におきまして、「インフラへの PFI  
導入見通しについて」と題しました講演を実施させていただきました。

今回の講演では、弊社で取り組ませて頂いております「川西市中央北  
地区 PFI 事業」の PFI 事業者が決定したことを受けて、同事業の内容や  
意義、さらにはインフラへの PFI 導入についての全国的な状況や、イン  
フラへの民間投資の見通し等について解説をいたしました。（講演のレジ  
ュメは弊社 HP にてダウンロードいただけます。）

「川西市中央北地区 PFI 事業」は、川西市が実施している区画整理事  
業において、道路、公園等の整備と完成後の維持管理運営、地区内の公  
有地等の活用を内容とする BTO 方式の PFI 事業で、インフラへの PFI 導  
入を実現した全国でも 3 事例目にあたる先進的な事業です。この事業で  
は、PFI 事業者の業務に「まちづくりコーディネート業務」が含まれてお  
り、低炭素まちづくりの推進を核とした地域の付加価値向上を PFI 事業者と川西市が推進してくこととなっています。また、「市  
民参加」も大きなテーマとなっており、公園の設計時における市民ワークショップの実施や維持管理段階における市民参加の確  
保と市民管理団体の育成業務等も PFI 事業者が実施することになります。



これまでのいわゆる「箱モノ」の PFI では、提案段階の業務提案に基づき PFI 事業者の業務内容が固定されざるを得ませんでしたが、上記の「まちづくりコーディネート業務」や「市民参加」を実現するためには、事業開始後における業務内容の変更が不可欠となることから、今回の川西市事業では、要求水準書において「市及び PFI 事業者が協議し、事業価値等を高めるために必要であると合意した場合、協定書の締結前後に関わらず、協定書、業務委託契約書、要求水準書等における業務の内容を変更することができるものとする。」との記載があり「地域の付加価値向上」を軸とした、よりよいまちづくりの実現に向けてフレキシブルに事業を推進していく PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の新しいあり方が想定されています。

インフラへの PFI の導入については、1 号案件と目されている仙台空港のコンセッション（運営権設定）等、大規模事業が先行して、さまざまな課題検討がなされた後は、比較的小規模な事業への適用も可能となること、アベノミクスにより回復基調となった本邦へは海外の投資銀行等の資本投入が復活していくこと等が想定されます。また、政府による PPP インフラファンドの設立により PFI 事業についての投資マーケットの整備が目されています。

弊社では、平成 23 年度において公共駐車場へのコンセッション（運営権設定）導入の検討業務（国土交通省の先導的官民連携支援事業の対象に選定）を実施しており、今後もインフラやコンセッションをはじめ新しい形の官民連携事業の調査研究を推進して参ります。

(2014/1/10 コンサルティング部)